ロ　第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(1)　一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一)　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

(二)　熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

(三)　重度褥瘡処置

(四)　長期療養患者褥瘡等処置

(五)　精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置

(六)　爪甲除去（麻酔を要しないもの）

(七)　穿刺排膿後薬液注入

(八)　空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置

(九)　ドレーン法（ドレナージ）

(十)　頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

(十一)　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

(十二)　腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

(十三)　喀痰吸引

(十四)　干渉低周波去痰器による喀痰排出

(十五)　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

(十六)　摘便

(十七)　腰椎麻酔下直腸内異物除去

(十八)　腸内ガス排気処置（開腹手術後）

(十九)　酸素吸入

(二十)　突発性難聴に対する酸素療法

(二十一)　酸素テント

(二十二)　間歇的陽圧吸入法

(二十三)　体外式陰圧人工呼吸器治療

(二十四)　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

(二十五)　非還納性ヘルニア徒手整復法

(二十六)　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(2)　救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一)　救命のための気管内挿管

(二)　体表面ペーシング法又は食道ペーシング法

(三)　人工呼吸

(四)　非開胸的心マッサージ

(五)　気管内洗浄

(六)　胃洗浄

(3)　皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一)　皮膚科軟膏処置

(二)　いぼ焼灼法

(三)　イオントフォレーゼ

(四)　臍肉芽腫切除術

(2)　第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一)　一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

b　熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

c　重度褥瘡処置

d　長期療養患者褥瘡等処置

e　精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置

f　爪甲除去（麻酔を要しないもの）

g　穿刺排膿後薬液注入

h　空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置

i　ドレーン法（ドレナージ）

j　頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

k　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

l　腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

m　喀痰吸引

n　干渉低周波去痰器による喀痰排出

o　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

p　摘便

q　腰椎麻酔下直腸内異物除去

r　腸内ガス排気処置（開腹手術後）

s　酸素吸入

t　突発性難聴に対する酸素療法

u　酸素テント

v　間歇的陽圧吸入法

w　体外式陰圧人工呼吸器治療

x　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

y　非還納性ヘルニア徒手整復法

z　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(二)　救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a　救命のための気管内挿管

b　体表面ペーシング法又は食道ペーシング法

c　人工呼吸

d　非開胸的心マッサージ

e　気管内洗浄

f　胃洗浄

(三)　皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a　皮膚科軟膏処置

b　いぼ焼灼法

c　イオントフォレーゼ

d　臍肉芽腫切除術